

【2021 年度事業計画】

<ミッション>

子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの「声」を受けとめることで、
子どもがありのままに安心できる心の居場所をつくります。
また、受けとめた「声」を社会に発信し、子どもが生きやすい社会を目指します。

<事業方針>

1. 子どもの権利条約に保障された、子どもの育ちを支える社会環境をつくるための活動を行う
2. 新型コロナウイルス問題や緊急課題に対して、チャイルドラインとしての社会的使命や果たせる役割について検討していく
3. チャイルドラインが受けとめた子どもの声を各実施団体とともに社会に発信するための分析及び政策、施策への提言、ロビイング活動等を行う。
4. チャイルドラインの活動を社会に広く知らせる
5. チャイルドライン支援センターのあり方・役割を整理し組織運営を整備する
6. チャイルドライン支援センターの運営の基礎であるエリア会議を充実させる。
7. チャイルドラインの担い手の研修力を強化し、質の向上を図る
8. チャイルドライン支援センターの財政基盤を強化する
9. オンライン上のデータ等のセキュリティ対策、子どもや関係者のプライバシー保護のため、プライバシーポリシー及び個人情報保護規定等の見直しや整備、発信時のルールの明文化等を行っていく
10. 行政・企業・他団体との協働や連携を推進する

重点課題

- (1) 事業のあり方をエリア会議等を通して見直し取り組んでいく
- (2) 透明性を確保するために、諸会議の議事録等の作成及び開示を進めるとともに、検討プロセスの積極的な開示も工夫していく
- (3) 事務局体制及び理事会等の運営体制の整備

①エリア会議、全国会議の開催

チャイルドライン支援センターの運営の基礎であるエリア会議を重点課題及び事業推進等を検討していくため年間3回程度行っていく。ただし、COVID-19等の状況により、WEB会議、メール等を通じた検討など、多様な方法を考えていく。また、必要に応じて全国運営者会議を開催する。

②商標使用基準

商標使用基準についての検討を、エリア会議等を通じて丁寧に行っていく。

③統一番号フリーダイヤルの実施（通年）及び研修

全国のチャイルドライン実施団体と協働し、全国统一番号・フリーダイヤル（0120-99-7777）を実施する。受信範囲の選択について、エリア会議等を通して検討していく。妨害電話については、慎重に検討し、エリア会議等を通して、迅速に対策を講じる。無言、頻回電話について、検討を続ける。

④オンラインチャットの実施（通年）及び研修

全国的な事業として、会議及びエリア会議等を通して、オンラインチャットの実施について話し合い、より多くの子どもを受けとめることをめざし、実施体制を拡充するため、新規開設支援をし、研修の充実を図る。同時に、セキュリティ対策を推進していく。

※<フリーダイヤル、オンラインチャット共通>
研修担当者ための研修会を開催する

⑤ネット電話

フリーダイヤルにつながらない子どもへの対応として、ネット電話の可能性をさぐっていく。システムを構築した事業者との対応、ネット電話システムの検証を行い、随時情報を公開し、エリア会議などを通して議論していく。

⑥つぶやく

COVID-19流行により発生した回線数の減少対策として、緊急に理事会決定として設置をしたところであったが、子どもの反響が大きかったこと、書き込みのルールや公表の方法の論議が不十分であった。そのことを勘案し、子どもが気持ちを書き込める場を残しつつ、その在り方についてエリア会議などで検討をしていく。

⑦エリア再編

エリアの構成についてエリア会議などで検討する。

⑧団体支援

既存の団体に対して、エリア会議と連携して必要な支援を行う。また、COVID-19感染症対策の支援を実施し、各地の準備団体の状況などの情報共有を該当エリアと積極的に行っていく。

⑨キャンペーン

希死念慮の高まる時期に合わせ COVID-19 の感染状況を勘案しながら、電話とオンラインチャット同時キャンペーンを実施する。

⑩情報セキュリティ対策

子どもの安心安全を確保し、チャイルドラインを持続可能な事業にしていくため、すべての情報セキュリティ対策のレベルアップを図る。

⑪子どもの声の分析・年次報告

チャイルドラインが受けた電話・チャットのデータベースをもとに、子どもの置かれている状況についての分析を行い、2021年次報告として子ども施策への提言にまとめ、社会発信する。エリア会議においても、各地域で受けた子どもの声に基づき、分析・発信していくことが可能となるよう支援する。

⑫電話・チャットデータの集積（通年）、データベース管理・見直し

電話・チャットに寄せられる子どもの声を、チャイルドラインデータベースに統計データとして集積する。正確なデータを迅速に発信するため、実施団体によるデータ入力は翌月20日までに入力終了することをめざす。更に分析・社会発信するためのデータベースについて検討していく。

⑬子どもアドボカシー

チャイルドラインに寄せられた子どもの声を基に子どもの代弁者として、子どもの状況を迅速に社会発信していく。

⑭他団体、関係機関等との連携協働のもと、「子どもの権利条約」の周知及び子どもの生きやすい社会の実現のため、法整備の可能性等の研究・検討

- ・チャイルドライン支援議員連盟との連携
- ・子どもの権利条約の理念の普及啓発

⑮ニュースレター

チャイルドライン活動と子どもの状況を支援者にむけ発信する（年2回）

⑯子ども向け広報

全国の子どもへの広報を進めると共に、該当エリアと連携して空白県の子どもへカードを配布する。子どもへの周知の多角化をめざし、企業や他団体との連携を図る。

⑰子ども向けホームページの充実

子どもの権利をはじめ、子どもに必要な情報提供ができるよう、対象年齢についても考慮し、専門家の意見を取り入れホームページを改修する。

⑱ファンド

- ・支援会員を拡大するためにエリア会議と連携する、また協賛団体の開拓に努める。
- ・ファンドの仕組みの開発と普及に取り組む。
- ・補助金・助成金申請については、早い段階でエリア会議等に情報を提示し、検討した上で決定していく。

⑲財務

補助金・助成金など財務の執行進捗管理を行う。

⑳その他

- ・緊急事態が発生した場合に対応する体制をつくる。
- ・世界のヘルプラインの一員としてCHIに加盟を継続していく。